



まち☆ベジ

町田産農産物
シンボルマーク
「まち☆ベジ」

第4次 改訂版 町田市農業振興計画

2022年3月 町田市



町田産にんじんのケーキ



まち☆バジ市



小川の畑にて



町田の間伐材を利用した原木シイタケ



米作り農業体験の収穫祭



町田の牛乳♪飲んでみて!



町田産ダリアのアレンジ



米作り農業体験の田んぼ



おくらの花



七国山のなたねから油を絞ります



新鮮な野菜が並ぶ日曜朝市



七国山のソバの花

目次



第1章 計画の改訂にあたって 5

- 1 改訂の背景と目的 6
- 2 計画の位置づけ 7
- 3 計画の期間 7
- 4 計画の方向性 8



第2章 町田市の農業の現状と課題 9

- 1 近年における法制度の改正と社会情勢の変化 10
- 2 町田市の農業の現状 16
- 3 町田市の農業の課題 18



第3章 計画の基本的な考え方 19

- 1 後期事業計画体系図 20



第4章 計画の推進に向けた施策の展開 23

- 1 前期施策の取組結果 24
- 2 前期重点施策に関する評価 25
- 3 後期施策及び取組内容の修正 27

附属資料 44

- 1 策定経過 45
- 2 町田市農業振興計画推進委員会設置要綱 47
- 3 第4次町田市農業振興計画検討部会設置要領 49
- 4 町田市農業振興計画推進委員会委員名簿 50
- 5 第4次町田市農業振興計画検討部会部会会員名簿 50

この冊子は第4次町田市農業振興計画（2017年度～2026年度）の改訂内容を記載しております。第4次町田市農業振興計画とあわせてご覧ください。

第1章

計画の改訂にあたって



第1章 計画の改訂にあたって

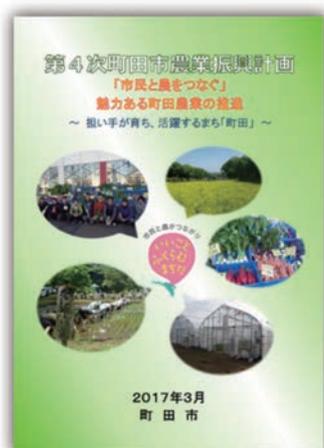


1 改訂の背景と目的

町田市では2012年3月に策定した『まちだ未来づくりプラン』の基本目標である『農を支える環境をつくる』の実現を目指し、2017年度から2026年度までの10カ年を計画期間とした、第4次町田市農業振興計画（以下、「本計画」という）を策定し、施策を推進しています。

本計画は、『市民と農をつなぐ、魅力ある町田農業の推進』に向けた、町田市の農業施策を示す基本計画です。長期的な視点で継続的に取り組む項目が多く記載されていますが、農業分野における環境変化、生産緑地法の改正や都市農地貸借円滑化法の施行等の都市農業に関する法制度の整備、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会情勢の急激な変化等に対応するため、計画策定から5年を経過する2021年度に中間見直しを行い、計画を改訂することとしました。

改訂にあたっては、本計画の基本理念や目標は保持しつつ、計画の最終年度である2026年度を見据え、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みを意識するとともに、『市民』と『農業者』のそれぞれに対する課題を踏まえ、前期の事業内容の修正や、新規取組の追加を行います。



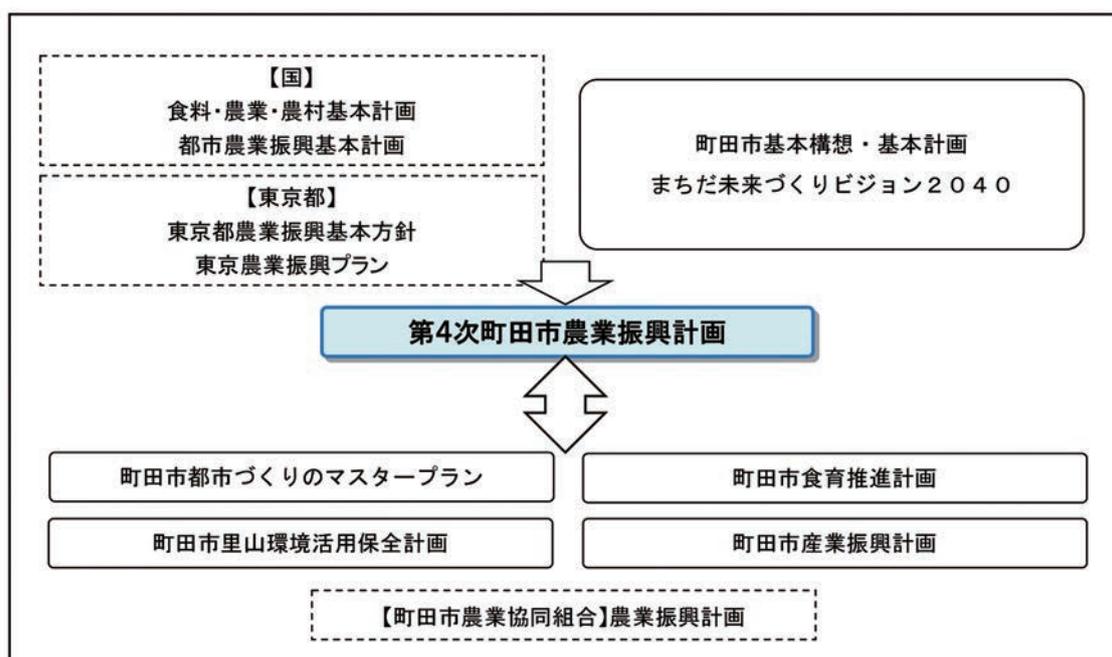
【第4次町田市農業振興計画】



【第4次町田市農業振興計画（改訂版）】

2 計画の位置づけ

本計画は、下記に示す市の基本構想・基本計画、国や東京都の上位計画を踏まえて、市の関連計画との整合性を図り、改訂するものです。



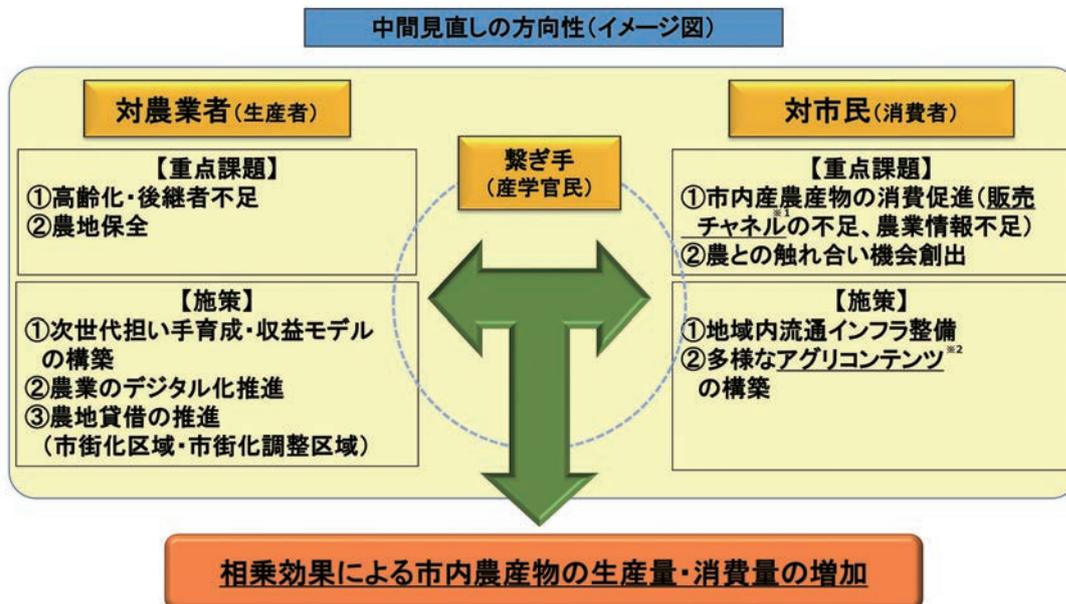
3 計画の期間

本計画の期間は2017年度から2026年度までの10年間となっていますが、中間年である2021年度に改訂を行い、後期計画を実施していきます。

年度	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027~
上位計画	町田市基本構想					まちだ未来づくりビジョン2040					
	町田市基本計画 まちだ未来づくりプラン										
本計画	第4次町田市農業振興計画										次期計画
	前期					後期					
					改訂						

4 計画の方向性

後期5カ年の計画の方向性を「市民にとって農業が不可欠となるまち」を目指すものとし、「生産者である農業者」、「消費者である市民」双方の課題を、多様な「繋ぎ手」との連携を含めて解決していくことで、市内農産物の生産量・消費量の相乗的な増加を図ります。



※1 販売チャンネル・・・実際に商品を購入する場所のことです。

※2 アグリコンテンツ・・・ここでは、農業を身近に感じられる体験機会や、農業に関連する情報(紙、インターネット等)のことを指します。



第2章

町田市の農業の現状と課題



第2章 町田市の農業の現状と課題



1 近年における法制度の改正と社会情勢の変化

(1) 2015年度以降の農業分野における主な法制度の改正について

2015年度の都市農業振興基本法施行後の、農業分野における主な法制度改正等は、以下の表のとおりです。

年度	法施行等	概要	市の動向
2015 (H27)	都市農業振興基本法	都市農業の振興における基本理念を定める。	
2016 (H28)	都市農業振興基本計画 (閣議決定)	都市農地を『宅地化すべきもの』から、都市に『あるべきもの』と捉える方向性を示す。	
2017 (H29)	生産緑地法改正	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地地区の面積要件の緩和 (500㎡⇒300㎡) 特定生産緑地制度の創設 (買取申出期間の10年延伸) 生産緑地地区内において、農作物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランの設置が可能となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 町田市5ヵ年計画17-21策定 第4次町田市農業振興計画17-26策定
2018 (H30)	都市農地の貸借の円滑化に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> 生産緑地の貸借がしやすくなる。 生産緑地で市民農園が開設しやすくなる。 	
	農地法改正	全面コンクリート張りの農業用ハウスも農地として認められる(要届出)。	



補足説明

都市農業振興基本法

「都市農業振興基本法」は、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として制定されました。これに基づき、2016年に「都市農業振興基本計画」が閣議決定され、都市農地の位置づけは従来の「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」に大きく転換しました。現在、都市を形成する上で農地は非常に重要なファクターとして認識されています。



【出典：都市農業振興基本法のあらまし】（農林水産省・国土交通省）



補足説明

生産緑地法改正

都市にある農地は、良好な景観を保持するだけでなく、賑わいスペースとしての活用や、災害時の避難場所としての機能など、様々な役割を担ってきました。また、地域住民のコミュニティ形成の場や、ライフスタイルの多様化に対応したゆとりある都市空間の形成に必要なものとして期待されてきております。このような都市農地の保全及び維持活用を図ることを目的として、生産緑地法の一部改正が行われました。

【生産緑地とは？】

都市計画によって良好な生活環境の確保等に効果があると認められた農地のことです。1992年の生産緑地法改正によって定められ、指定後は30年間税制優遇措置を受けながらその農地で農業を続けることが可能となります。

【特定生産緑地とは？】

生産緑地の指定後30年を迎える前までに、特定生産緑地の指定を受けることで、生産緑地としての期間が10年間延長できる制度です。



【生産緑地（市街地）での農業体験の様子】

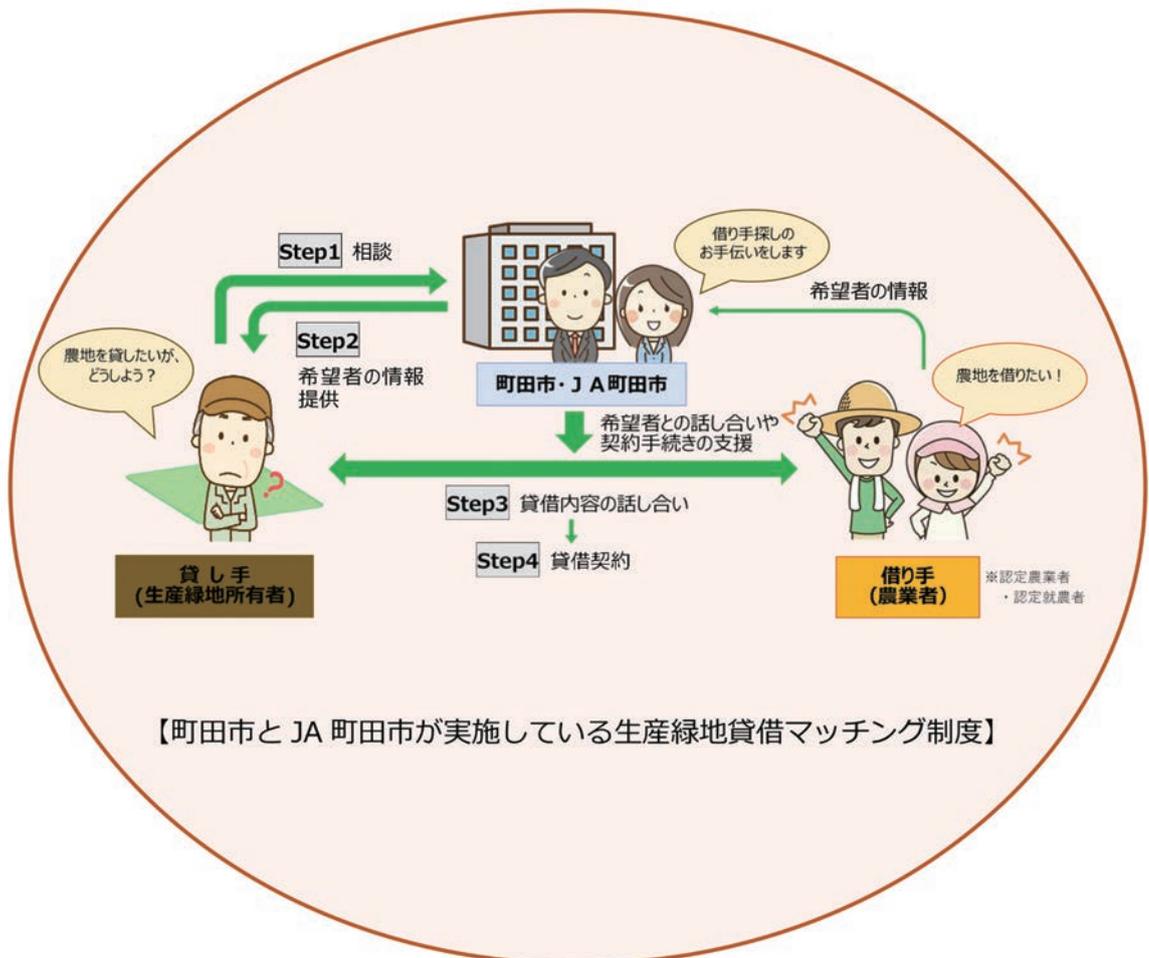


補足説明

都市農地の貸借の円滑化に関する法律

農業従事者の減少・高齢化が進む中、市民に地元産の新鮮な農産物などを供給するだけでなく、防災空間や緑地空間などの多様な機能を継続的に発揮していくためには、意欲ある農業者等によって農地が有効的に維持活用されていくことが必要です。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律の施行により、生産緑地の貸借が可能となったことや、農家等が市民農園を開設しやすくなったことから、今まで以上の都市農業の振興が期待されます。



(2) 社会情勢の大きな変化について

2015年以降の社会情勢の大きな変化は以下のとおりです。

2015年

～ SDGs (持続可能な開発目標) が国連で採択される～

2030年を目標とし、地球上の誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すために設定された国際目標です。17のゴールと169のターゲットが設定されています。農業分野においては、フードロスの推進や異業種とのパートナーシップ、女性農業者の活躍や新たな雇用創出など、関連ゴールは多岐にわたっています。後期施策については、施策ごとに関連するゴールを整理して記載しています。

SDGs の 17 のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2020年

～新型コロナウイルス感染症の流行～

新型コロナウイルス感染症の拡大により、人々のライフスタイルが急激な変化を迎え、社会経済の冷え込みや、テレワークの普及、流通インフラの需要拡大等、日々社会情勢が変化し続けています。

農業分野においても、飲食店等の営業自粛や学校給食の休止に伴う取引量の減少、イベント等の自粛による販売量の減少など、農業経営に大きな影響が出ています。これらに対応するため、自動販売機やドライブスルー方式での野菜販売、生鮮食品のEC（電子商取引）サービスなど、ウィズコロナ時代に対応した非接触型の販売方法や流通形態が確立されてきています。

また、社会の急速なデジタル化に伴い、**データ駆動型の農業経営により、消費者ニーズに的確に対応した価値を創造・提供する農業 FaaS（Farming as a Service）**^{ファース} への変革を進めるため、『**農業DX^{*}（デジタルトランスフォーメーション）構想**』が国で取りまとめられるなど、農業分野の生産・流通現場においても、デジタル技術の導入が推進されています。

Q. デジタルトランスフォーメーションってなに？なぜDXがデジタルトランスフォーメーションなの？

A. デジタルトランスフォーメーションとは、ICT（情報通信技術）の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることです。英語で表すと『Digital Transformation』になります。この『Transformation』のTransは『交差する』という意味があるため、交差を1文字で表す『X』が用いられています。

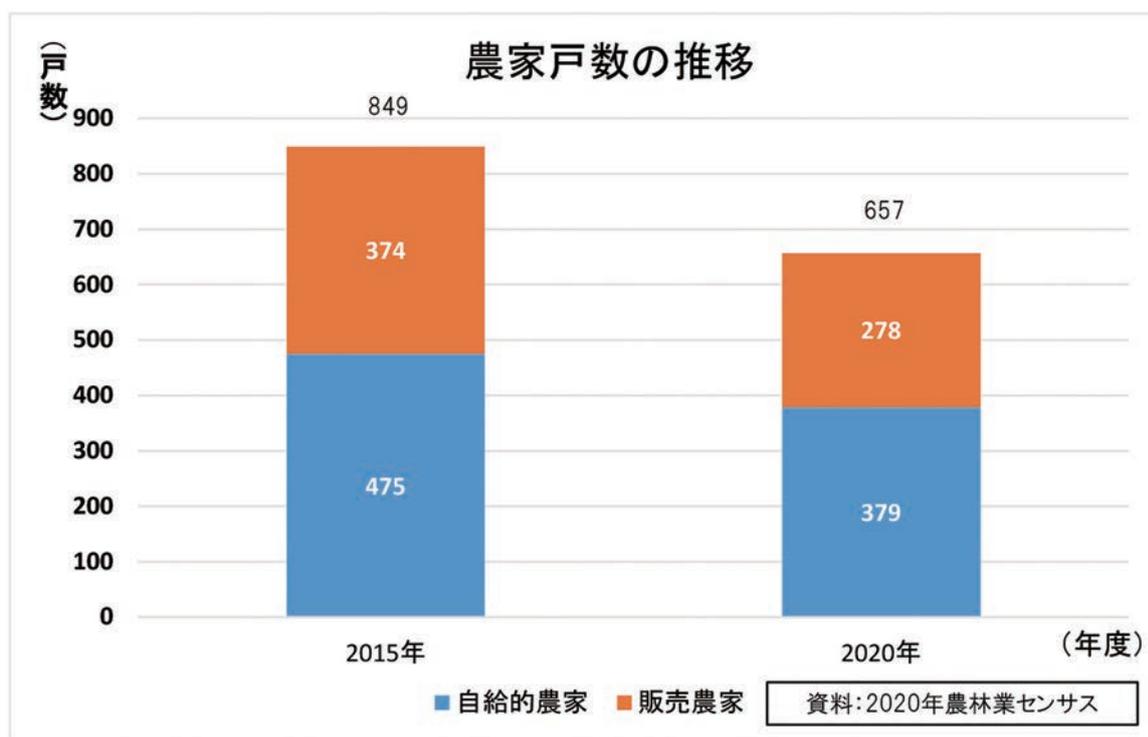


2 町田市の農業の現状

町田市の農業の現状について、「2020年農林業センサス」の数値を追加し、市の農業の基本構造となる『総農家戸数』、『経営耕地面積』、『認定農業者数』の推移についてまとめました。

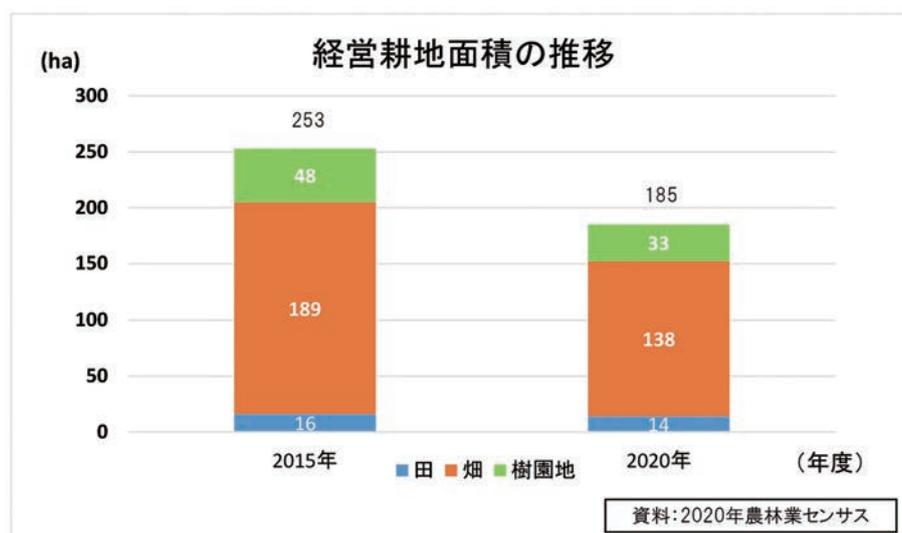
なお「農林業センサス」とは、日本の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、国が5年ごとに行う調査であり、直近では2020年2月現在の状況を調査した、「2020年農林業センサス」の速報値が公表されています。

(1) 市内総農家戸数の推移



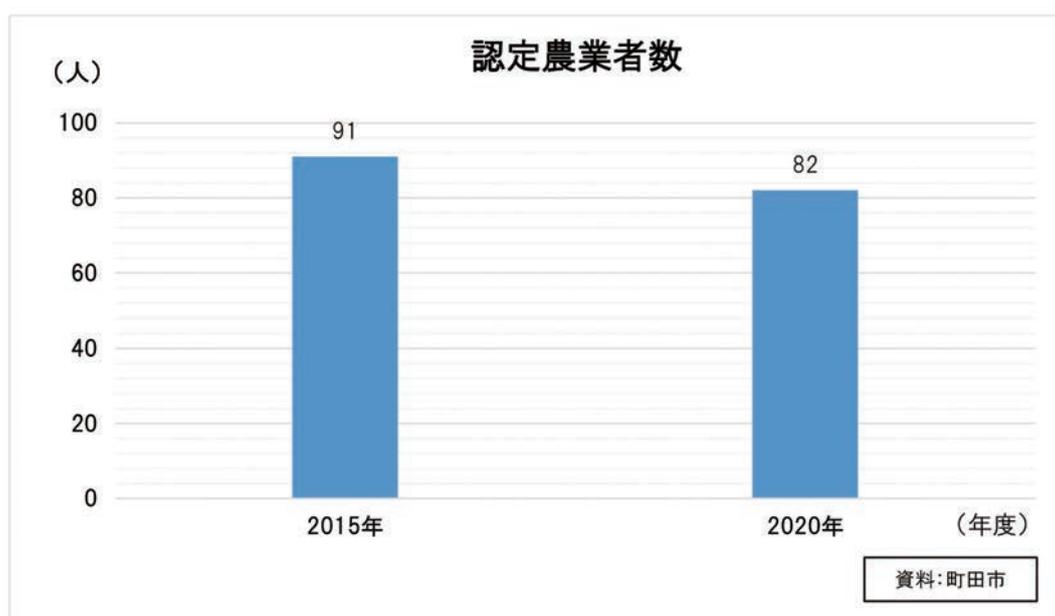
2015年の市内総農家戸数は849戸となっていましたが、2020年度においては657戸となっており、192戸(22.6%)減少しています。減少傾向の理由としては、農家の高齢化や後継者不足が大きな要因と考えられます。

(2) 市内経営耕地面積の推移



2015年の市内経営耕地面積は253haとなっていました。2020年においては185haとなっており、68ha(26.8%)減少しています。中でも畑の耕地面積は5年間で51haと大幅な減少が見られており、市街化区域・市街化調整区域ともに、農地の保全や維持活用を図る取り組みが必要です。

(3) 認定農業者数の推移



2015年以降、高齢等の理由により意欲的農業従事が困難となり、認定農業者の継続を辞退される方が増加傾向にあります。後継者や新規就農者への着実な就農支援によって、認定農業者数の減少に歯止めをかける必要があります。

3 町田市の農業の課題

本計画の前期5カ年の取組状況や社会環境の変化、農林業センサス等による統計情報を分析し、現在の町田市の農業の課題を以下のとおり整理しました。

- 2020年度農林業センサスのデータより、2015年度からの5年間の経営耕地面積は、**68haの減少**となっています。市街化調整区域においては、遊休農地の再生と保全活用に関する取り組みが必要です。また、市街化区域においては、特定生産緑地への移行は進んでいるものの、相続等によって更なる農地の減少が危惧されます。
- 高齢化等により農業者の減少傾向が加速していることに加え、都市農業におけるデメリットとして、集積した農地の確保が難しいため、農業参入へ足踏みしてしまうことも農業者不足の要因の一つとして考えられます。**後継者を含めた農業者が、都市の中で経営継続していくための体制構築が必要です。**
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、自宅で料理をする人が増えたことや、世界的な輸出規制等の動きから、**地産地消の考え方は今まで以上に注目されています。**一方で、地場産の野菜はどのようなものがあるのか、どこで買えるのかといった農業情報の周知や、流通体制の構築が十分でないところがあり、**農業者の生産と市民の消費を繋ぐこと**が必要です。
- 農業分野におけるデジタル化の推進は、生産効率の向上及び省力化の側面から、喫緊の課題となっています。パソコン等の電子デバイスを活用した販路の拡大や、ICTを活用したハウスでの生産など、今までアナログで行っていた部分のデジタル化を進め、**生産から販売まで一貫した効率化を図ること**が必要です。
- 社会の急速なデジタル化が進む一方で、豊かな自然環境と触れ合う機会のほか、良好な景観の形成や、災害時の防災空間としての利用など、**都市農業の多面的な機能**が評価されてきています。農業関連施設の充実化や体験農園等のPRを行うことで、今まで以上に『農』を身近に感じることができる環境整備が必要です。
- 長期的な農業後継者の育成は、農業分野において大きな課題となっています。農業に親しむ機会を創出し、幼少期から土に触れたり、農業を身近に感じることで**将来の農業を支えていく人材を育成すること**が重要です。
- 農業分野だけでなく、社会情勢において大きな転換期を迎えている現在、個々人の関係性は従来に比べ希薄になりつつあります。ポストコロナにおける新しい時代を見据え、**人と人、個人と法人等が多様な手段で繋がり、課題を解決していくこと**が重要です。

第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方



1 後期事業計画体系図

前期計画の取組結果や現在の社会情勢を踏まえ、後期事業計画は以下の『後期事業計画体系図』を基本として施策を展開していきます。事業計画の目指す方向性を「市内産

基本理念

「市民と農をつなぐ」
魅力ある町田農業の推進



目指す方向性

市内産農産物の
生産量・消費量の増加



基本目標（ターゲット）

I. 意欲的農業者が安心して
生産できる環境づくり



農業者

II. 都市農地の保全と活用による
多面的機能の発揮

III. 立地を活かした地産地消の推進



市民

IV. 多様な交流機会をきっかけとした
市民の農に対する魅力の向上

農産物の生産量・消費量の増加」と定めました。後期実行計画における◎事業（農業研修事業、農地再生事業、市内産農産物流通促進事業）は、前期の取組から継続する事業の中で、後期事業計画において特に重点事業として推進していく事業です。また、☆事業（デジタル化の推進、都市農地賃借円滑化事業、農福連携、学校給食食材供給事業（中学校））については、法改正や社会情勢の変化を踏まえ、新たに追加し推進していく事業です。

◎…重点推進事業、☆…新規追加事業



memo

